

## **参 考 資 料**

**目黒区の状況**

**教育に関する動向**

**目黒区教育委員会の教育目標・基本方針**

**目黒区教育に関する大綱の概要**

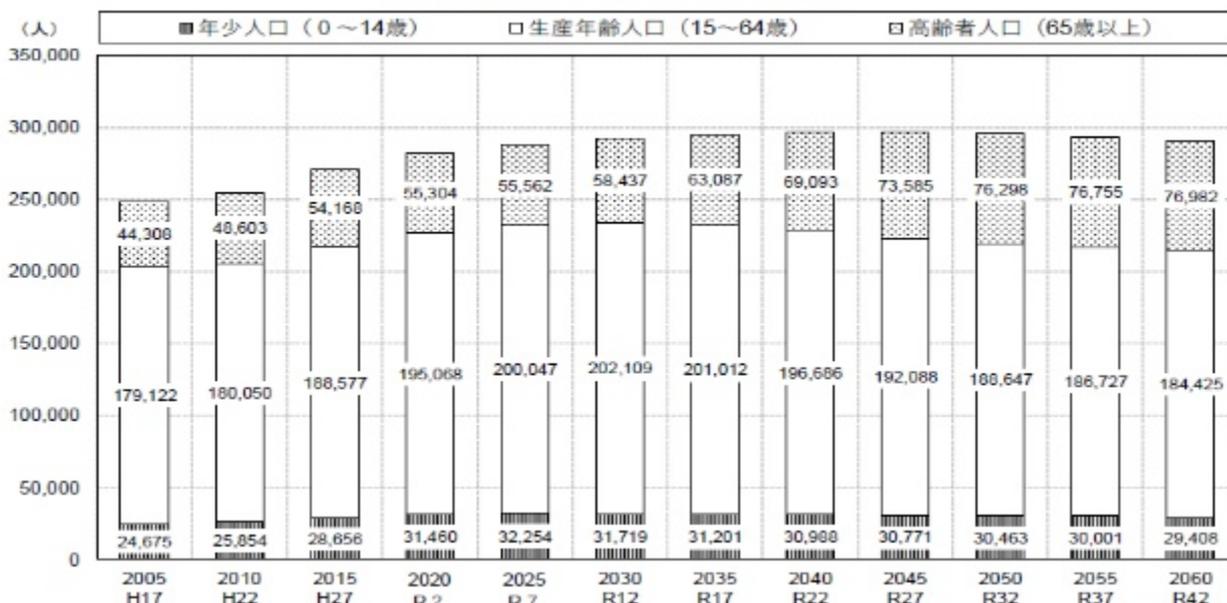
**めぐろ学校教育プランの策定経過**

# 目黒区の状況

## 1 年齢区分別人口の推移と区の将来推計

年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は、それぞれ、令和7(2025)年度、令和12(2030)年度をピークとして減少傾向にあり、高齢者人口(65歳以上)は増加し続けています。

年齢階層別(3区分)人口(基本推計)



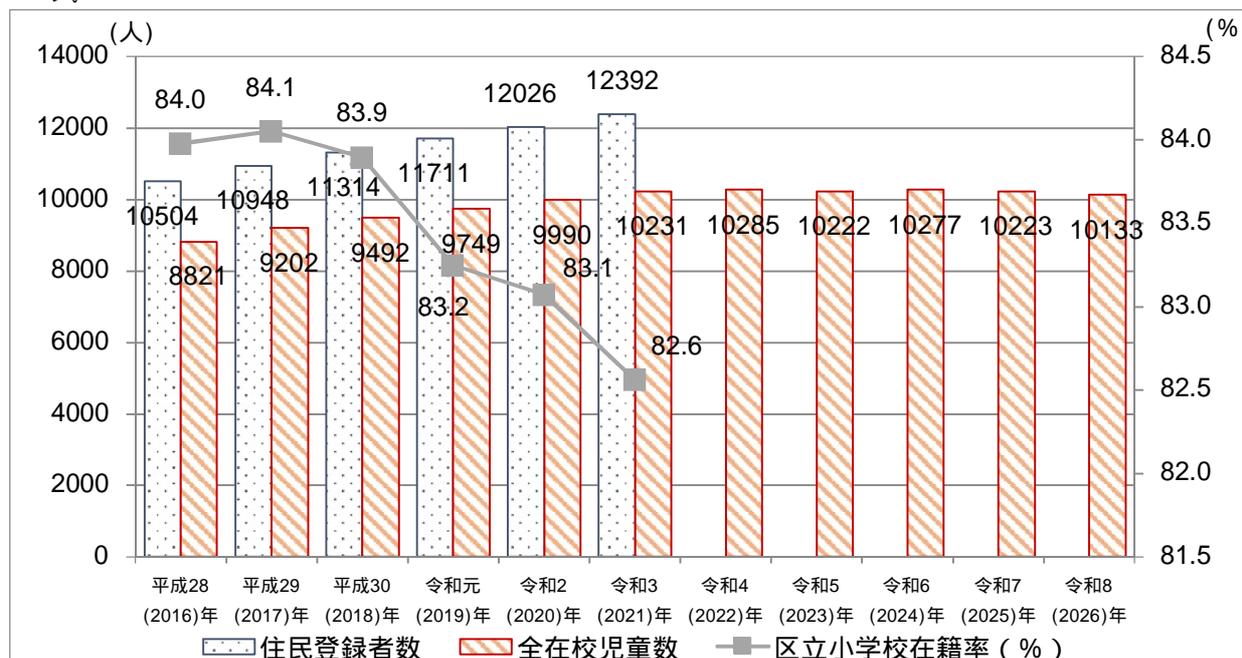
[資料]「目黒区 人口・世帯数の予測(令和3(2021)年3月)」

## 2 目黒区立小・中学校の在籍率の推移と今後の見通し

### 【区立小学校】

在籍児童数は増加傾向にあり、在籍率は低下傾向にあります。

東京都の教育人口等推計では、令和4(2022)年から令和8(2026)年まで横ばいの予測としています。

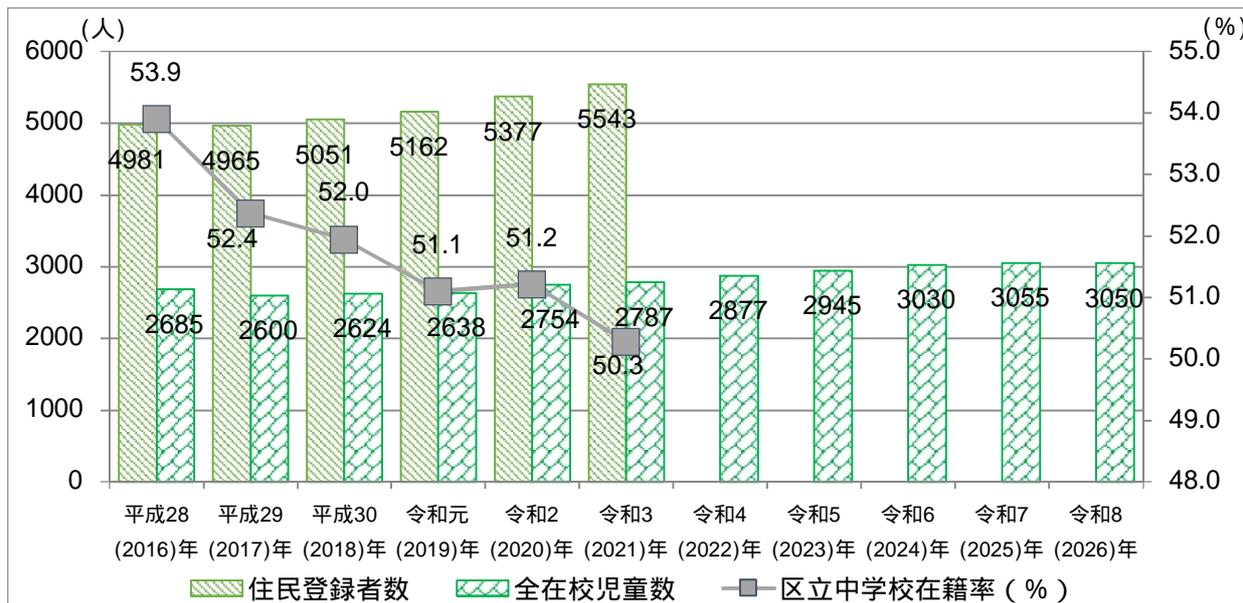


[資料]住民登録者数は、住民基本台帳(6～11歳)各年4月1日現在。在籍児童数は、区立学校児童生徒在籍状況各年5月1日現在(ただし、令和4(2022)年以降は、東京都の教育人口等推計(令和3(2021)年9月))。

## 【区立中学校】

在籍率は、平成21(2009)年度以降、55%で推移していましたが、平成28(2016)年度以降は低下傾向です。

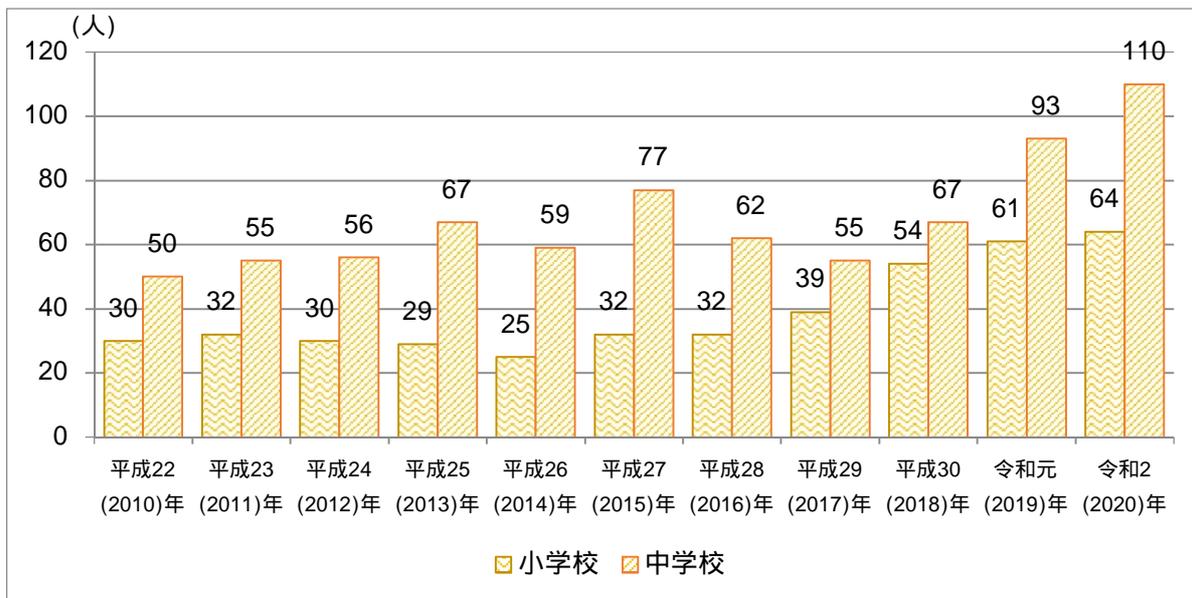
在校生数は、平成28(2016)年度以降ほぼ横ばいの状況です。東京都の教育人口等推計では、令和4(2022)年から令和8(2026)年まで増加傾向としています。



【資料】住民登録者数は、住民基本台帳(12～14歳)各年4月1日現在。在籍生徒数は、区立学校児童生徒在籍状況各年5月1日現在(ただし、令和4(2022)年以降は、東京都の教育人口等推計(令和3(2021)年9月))。

## 3 不登校児童・生徒数の状況

不登校児童数は、小学校・中学校ともに、増加傾向となっています。

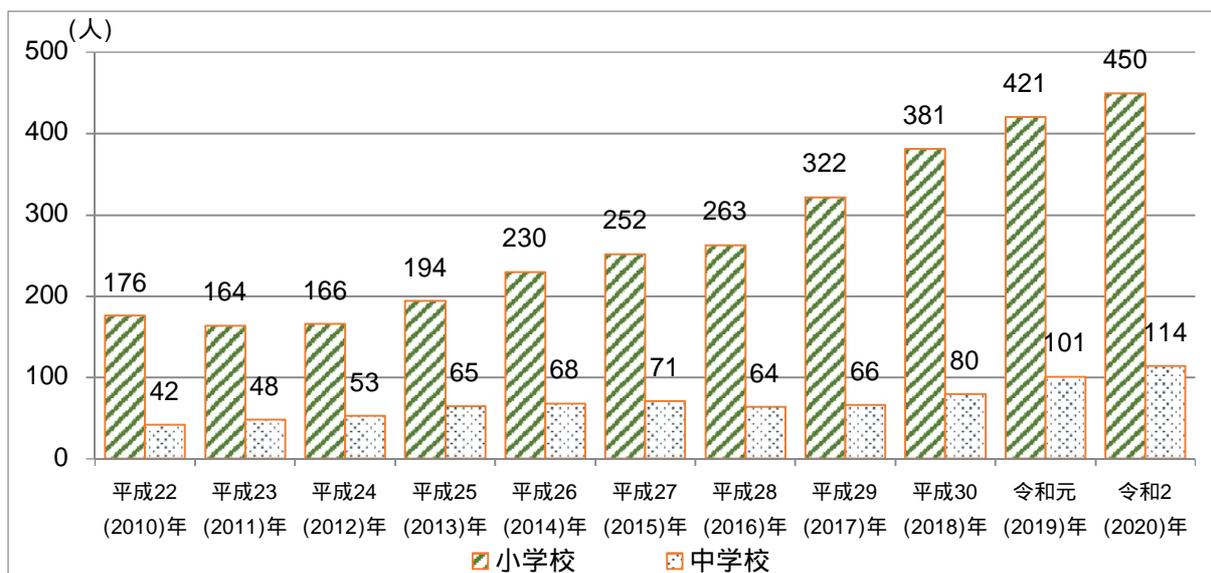


【資料】目黒区の教育

(注)不登校児童・生徒とは・・・文部科学省の調査において、年度中に30日以上欠席した児童・生徒で何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

#### 4 特別支援学級等の児童・生徒数の状況

特別支援学級等の児童・生徒数は、小学校・中学校ともに、増加傾向となっています。

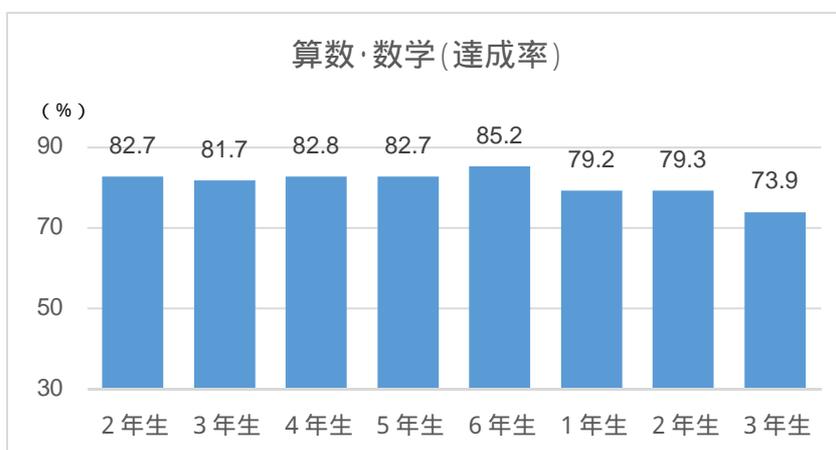


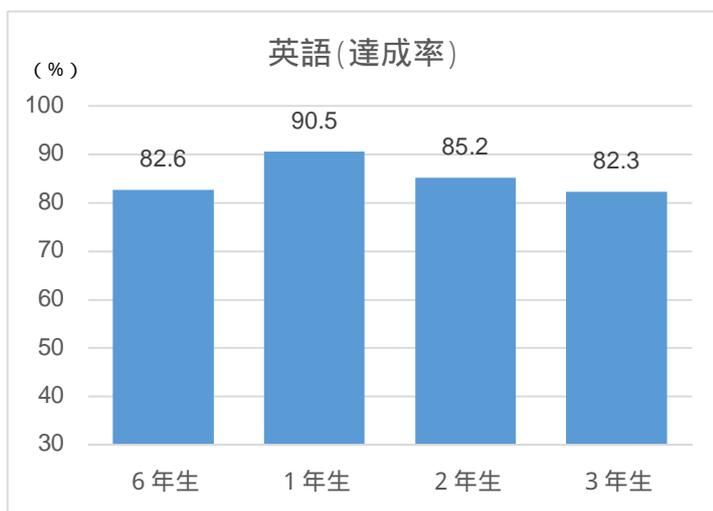
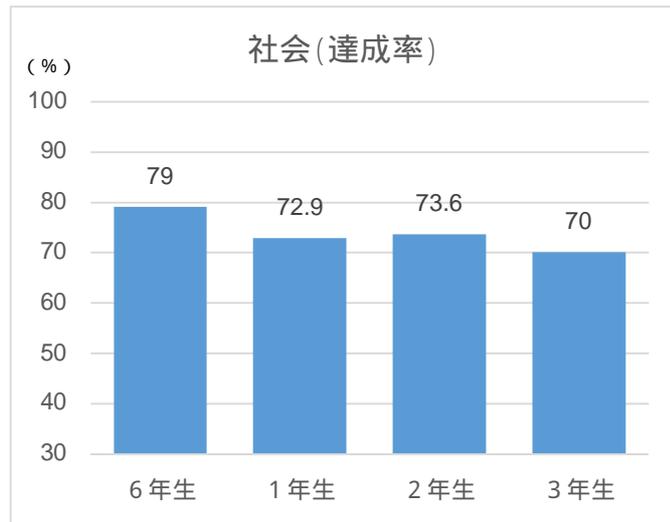
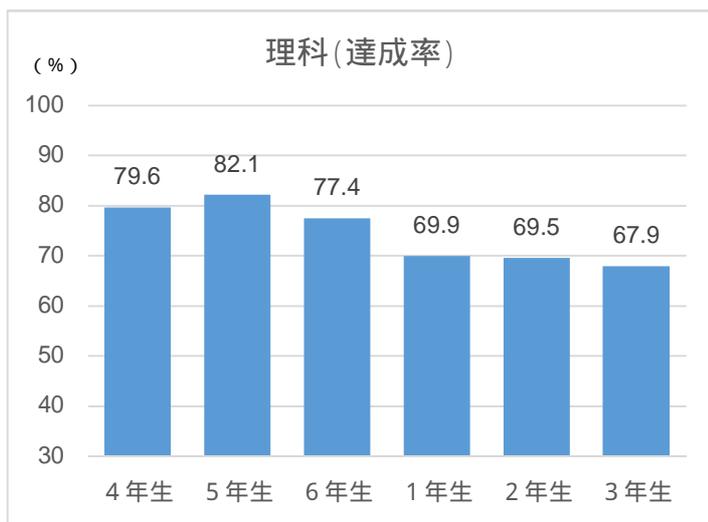
【資料】目黒区の教育(各年5月1日現在)

#### 5 区独自の学力調査結果(令和3(2021)年度)の概況

小学校では、全ての教科で達成率が75%以上であり、特に算数、英語においては、各学年80%以上です。

中学校では、英語の達成率が80%以上であるのに対し、理科は70%以下となっています。





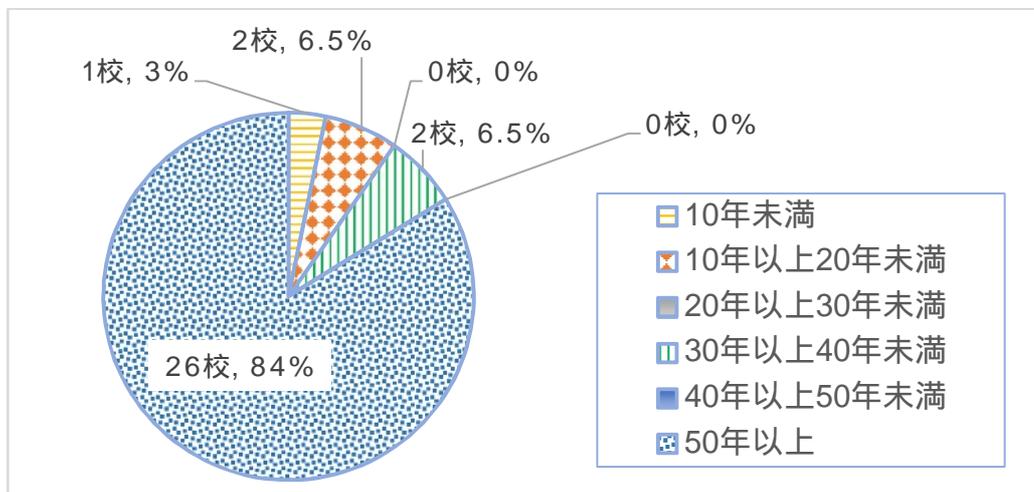
【資料】目黒区教育委員会データ

(注)達成率:目標値(学習指導要領で示された内容について、標準的な時間をかけて学んだ場合に、正答できることを期待した児童・生徒の割合)と同程度以上の正答率であった児童・生徒の割合。

## 6 小・中学校の築年数の割合(令和3(2021)年度末時点)

\* 建築年度が最も古い棟を基準としています。

全小・中学校(31校)のうち、学校施設の84%(26校)で、築年数が50年以上となっており、学校施設の多くは老朽化しています。



# 教育に関する動向

---

## 1 新たな学びの展開

社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来や、新型コロナウイルス感染症拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人ひとりの児童・生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

令和3(2021)年1月に取りまとめられた中央教育審議会(文部科学省に設置されている教育・芸術・文化に関する基本的な重要施策につき調査・審議する諮問機関)の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」では、「教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承」「学校における働き方改革の推進」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」により、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現させていくと示されています。

## 2 学習指導要領の改訂

平成29(2017)年3月に改訂された学習指導要領では、「よりよい学校教育がよりよい社会を創る」という目標を地域社会と共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すと示されています。

また、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現として、各教科等の目標及び内容を、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理するとともに、これまでの教育実践の蓄積を確実に引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善や授業改善を行うこととしました。

さらに、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしています。

平成29(2017)年に新たな幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が公示され、幼稚園は平成30(2018)年度、小学校等は令和2(2020)年度、中学校は令和3(2021)年度から全面实施となっています。

## 3 少人数教育の推進

Society 5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が令和3(2021)年4月に制定されました。

これにより、令和7(2025)年3月31日までの間に、小学校第2学年から第6学年の学級定員を段階的に35人へ引き下げることとなりました。

< 参考資料 >

資料名	URL	二次元コード
◆ Society 5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料 (2018年1月：内閣府)	<a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf</a>	
◆ GIGAスクール構想の実現について (2019年：文部科学省)	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm</a>	
◆ 学習指導要領（平成29・30・31年改訂）リーフレット (2019年：文部科学省)	<a href="https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/14/1413516_001_1.pdf">https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/14/1413516_001_1.pdf</a>	
◆ 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）[総論解説] (2021年3月：文部科学省)	<a href="https://www.mext.go.jp/content/20210329-mxt_syoto02-000012321_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20210329-mxt_syoto02-000012321_1.pdf</a>	

参考資料のURL、二次元コードは令和3(2021)年10月時点で作成したものであり、変更となる場合があります。

## 目黒区教育委員会の教育目標・基本方針

---

### 目黒区教育委員会教育目標(令和3年6月8日目黒区教育委員会決定)

目黒区教育委員会は、区民の一人ひとりが生涯にわたって学習ができ、伝統と文化への理解を深め、健康で充実した人生を送ることができるように、「学び合い成長し合えるまち」の実現を図る。

特に、子どもたちの健やかな成長を願い

他人を思いやり、道徳心のある人間

自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人間

自然を愛し、美しいものに感動する心をもつ人間

の育成に向けた教育を推進する。

### 目黒区教育委員会基本方針(令和3年6月8日目黒区教育委員会決定)

目黒区教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の基本方針及び施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進する。

#### 【基本方針1 人権を尊重する教育の推進】

日本国憲法及び教育基本法に基づき、基本的人権及び個人の尊厳を基調に、あらゆる教育の機会を通して、相互理解や連帯感を培い、偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

#### 【基本方針2 豊かな生涯学習社会の実現を目指した学習活動の支援】

区民一人ひとりが、新たな知識や技能などを身に付けそれぞれ自己実現を図ることは、より生きがいのある人生を送ることに資するものであり、生涯にわたり自由に学習の機会を選択し学ぶとともに、地域社会の形成に寄与できるよう、必要な学習活動を支援する。

#### 【基本方針3 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進】

グローバル化や情報化の急速な進展とともに、価値観が多様化する社会に主体的に対応していくためには、一人ひとりが個人として自立し、また社会の一員としてその発展に寄与する態度を養うことが求められる。

そのため、「生きる力」すなわち、確かな学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性と創造力を伸ばし、問題解決する力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を推進する。

#### 【基本方針4 教育への区民参加と地域ぐるみの教育の振興】

子どもたちが、生命を大切にし、一人ひとりが心豊かに健全に育つことを目指して、学校の自主性・自立性を確立した上で、家庭・地域の願いや意向を反映した学校運営に努める。

家庭・地域が、教育におけるそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、地域全体の教育力を高める。

## 目黒区教育に関する大綱の概要(平成28年3月策定)

### 1 大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により区長が定めることとされた本区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

目黒区基本計画と整合性を図った施策の大綱です。

### 2 大綱の期間

大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。教育をめぐる社会情勢の変化が生じた場合は必要な見直しを行います。

### 3 大綱の目標

本区の10か年の総合計画である「目黒区基本計画」では、区政運営の指針としての「目黒区基本構想」を受け、望ましい将来像を実現するための分野別の基本的な目標として、4つの基本目標を掲げています。大綱は、このうち主に教育、芸術文化、スポーツの振興などの分野に関する基本目標である「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現を目指すこととし、基本計画に掲げる施策の基本的方向性に準じた5つの基本方針を掲げ、今日的課題を踏まえた施策を進めるものとします。

#### 基本目標 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちの実現

#### 基本方針

基本目標を達成するため、以下の基本方針に基づき総合的に推進します。

基本方針1 人権を尊重する教育の推進

基本方針2 地域ぐるみの教育の振興

基本方針3 学校教育の振興

基本方針4 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針5 芸術文化の振興

## めぐろ学校教育プランの策定経過

---

- 1 教育委員会における審議過程
- 2 目黒区総合教育会議の開催
- 3 めぐろ学校教育プラン推進委員会開催経過
- 4 パブリックコメント等の実施

## めぐろ学校教育プラン改定素案

令和3(2021)年11月

編集・発行 目黒区教育委員会事務局教育政策課

所在地 〒153-8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15

電話 03-5722-9432